

広島県公安委員会告示第18号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関であるロイヤルドライビングスクール及びロイヤルドライビングスクール広島から設置者の名称及び所在地の変更について届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年3月10日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

1 変更の内容

(1) ロイヤルドライビングスクール

設置者 新 株式会社ロイヤルコーポレーション

旧 株式会社ロイヤルドライビングスクール

所在地 新 広島県福山市松永町4丁目15番31号

旧 広島県広島市安芸区船越南4丁目8番30号

(2) ロイヤルドライビングスクール広島

設置者 新 株式会社ロイヤルコーポレーション

旧 株式会社ロイヤルドライビングスクール広島

所在地 新 広島県広島市安芸区船越南5丁目2番4号

旧 広島県広島市安芸区船越南4丁目8番30号

2 変更年月日

令和7年4月1日